

## 放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表: 2022 年 3 月 1 日

事業所名 エルベテーク大阪本部教室

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		大阪市では、利用者一人当たりの面積が3.0㎡であることが定められております。 本部教室の総面積は約103㎡強あり、法令に則った指導訓練室などのスペースを確保しております。		
	2	職員の配置数は適切である	○		管理者兼児童発達管理責任者、児童指導員など法令に則った職員配置を行っております。		
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		ビルにはエレベーターが設置され、事業所内は玄関、非常階段へ通じる非業出入口の2か所ございます。事業所内は高低差もなくバリアフリーや安全面に配慮し、利用しやすい環境整備に努めております。		
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		業務改善に関する職員会議の時間を節目ごとに確保し、児童にとってより良い支援体制構築のため、業務改善に努めております。		
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者等の方々へのアンケートを実施し、業務改善につなげております。		
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		弊社ホームページ上および、事業所内掲示板にて公表しております。		
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		医師や行政書士などの専門職からの外部チェックを受け、業務改善につなげております。		
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		内部研修は元より外部研修(季節柄動画研修)にも積極的に参加し、職員としての資質向上、自己研鑽しており		
	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		アセスメントを保護者の方からお聞きし、担当者会議を実施して分析した後、個別支援計画を作成しております。		
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用	○		アセスメントを保護者の方からお聞きし、担当者会議を実施して分析した後、個別支援計画を作成しております。		
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		児童にとりまして、より効果的な支援をしていけるようにプログラムの立案はスタッフ共有のもと行っておりま		
適切な支援の提供	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		児童の発達状況に応じて、独自のプリントも取り入れた学習を行うことで、支援内容が固定化しないようにして		
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○		家庭や学校での生活状況、学習状況を把握した上で、支援内容を策定しています。		
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○				
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎日ミーティングを必ず行い、職員間で情報共有を行うことで、より効果的な支援体制の構築を図っております。		
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		管理者が職員間の情報共有の軸となり、積極的に職員とのミーティングを行っております。		
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援記録レポートを作成し、保護者の方との情報共有に努めるとともに、支援の検証や改善のツールとして活用しています。		
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		法令で定められている期間内にモニタリングを設定し、支援計画の見直しをしております。		
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	○		自主性、自立性を養うことを念頭においた支援計画を作成し支援をおこなうとともに、季節感を感じられるようなオープメントの設置をすることで、感性的醸成にも努		
	関係機関や保護者との連携	20	障がい児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		サービス担当者会議には、児童の担当の指導員が原則参加するようにしております。	
		21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	○		学校への訪問、学級担任の弊社への指導見学などをはじめ、積極的に連携を図っております。	
22		医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている			対象になる児童のご利用はありません		
23		就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○				
24		学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障がい福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している			対象になる児童のご利用はありません		
25		児童発達支援センターや発達障がい者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		今後も引き続き、可能な範囲で研修等に参加し、指導スキルの向上に努めてまいります。		
26		放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある			コロナ禍の折、密になる交流などは控えております。		

保護者への説明責任等	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している			コロナ禍の折、密になる交流などは控えております。	
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		レポートの利用と入退室時の情報交換の中で、家庭での様子、事業所内での様子の共有を行っております。	
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	○		入退室時の保護者との情報交換の中で、保護者の悩みなどに寄り添い、相談支援などを行うなどして家族支援を行っております。	
	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		これからもより一層明確なご説明ができるよう致します。	
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		入退室の際の情報共有時間の確保、それ以外にもお申し出があれば電話やメールなどのご相談、来所面談を随時実施しております。	
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している			コロナ禍の折、密になる活動の開催は控えておりますが、今後再開される場合には積極的に行いたいと考えております。	
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○		苦情の受付先を事業所内掲示板で周知し、明示化。職員間でも情報を共有化し迅速かつ適切な対応を常に心掛けて取り組んでおります。	
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		事例や保護者、児童の思いを記載した季刊誌を隔月に発行しております。また、事業所内でのスタッフの活動や行事予定などは、メールやSNS (skypeなど) 等で情報の共有を随時しております。	
	35	個人情報に十分注意している	○		個人情報は鍵付き書庫への保管を徹底しております。	
非常時等の対応	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		必要に応じて合理的配慮を引き続き行ってまいります。	
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている			対象になる児童のご利用はありません	
	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○		月に1回は、必ずコロナ禍における感染症予防対策研修を実施いたしました。また、マニュアルを作成し職員間で共有しております。研修などの内容は、随時事業所内掲示板にて周知しております。	
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に2回(2021年度は5月と11月)避難訓練を実施いたしました。また、マニュアルを作成し職員間で共有しております。	
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		月に1回は必ず、全職員が虐待防止の研修を受けております。また、レポート提出を義務付け、職員間でも相互チェック機能が働くようしております。	
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載して	○		現在のところ、該当する事案は発生しておりませんが、身体拘束の際の条件は、契約時にご説明させていただいております。児童の安全確保のため、やむを得ず行った場合は、組織の決定に従い、またその行程を記録するよおやつを含め食事の提供を行っておりません。	
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている				
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		事例検討会議なども行い、職員間でのミーティングで共有しております。	